

# 設計意図伝達業務における業務プロセスの改善及び効率化の工夫について

地域デザイン推進局 営繕プロジェクト推進室 今村 藍子

## 1. はじめに

国土交通省告示第 15 号において設計意図伝達業務とは、設計者が行う工事の施工段階で設計者が行うことに合理性がある、実施設計に関する標準業務とされており、設計図書だけでは伝えきれない工事の施工段階に必要な助言を、施工者及び工事監理者へ伝達するために実施する業務をいう。

今回は、営繕職員が設計意図伝達業務を委託する際に、業務内容を明確に指示できるよう、直近の大型新築工事の事例から、意図伝達の内容について具体的に整理し検討のプロセスと結果について述べる。

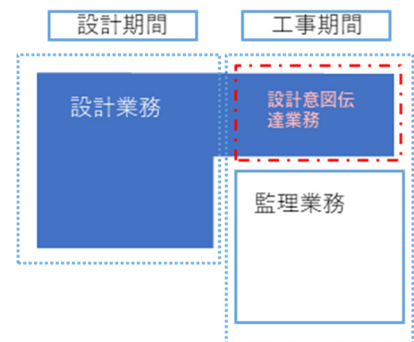
## 2. 設計意図伝達業務について

1) 設計意図伝達業務は平成 31 年国土交通省告示 98 号の中で以下のように示される。

告示 98 号抜粋

三. 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務

工事施工段階において、設計者が、設計意図を正確に伝えるため、前号ロに掲げる成果図書に基づき、質疑応答、説明、工事材料、設備機器等の選定に関する検討、助言等を行う次に掲げる業務をいう。



### (1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等

工事施工段階において、設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等を建築主を通じて工事監理者及び工事施工者に対して行う。また、設計図書等の定めにより、設計意図が正確に反映されていることを確認する必要がある部材、部位等に係る施工図等の確認を行う。

### (2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等

設計当初等の定めにより、工事施工段階において行うことに合理性がある工事材料、設備機器等及びそれらの色、柄、形状等の選定に関して、設計意図の観点からの検討を行い、必要な助言等を建築主に対して行う。

## 2) 遍歴

国土交通省告示 98 号の前身である平成 21 年国土交通省告示第 15 号制定以前は、国交省官庁営繕部では設計業務の受注者に一括で工事監理業務を発注しており、工事監理に関

する業務委託に設計意図の伝達業務が含まれていた。

その後、平成 17 年に発生したいわゆる構造計算書偽装事件を踏まえた建築基準法・建築士法等の改正に関連して、国土交通省告示 15 号が定められ、工事監理に係る業務報酬基準や標準業務内容の見直しが図られた。そこで、適正な品質確保を推進するために第三者性を確保する必要があることから、工事監理業務は原則として、設計業務の受注者とは異なるものと契約することという国の基本方針が示された。その結果、従来工事監理業務に含まれていた、設計意図伝達業務が別業務として分けられた。

### 3)奈良県における現状

本県では、大多数の工事を第三者監理としており、営繕職員が設計意図伝達を行っている。ただし技術的に高度で複雑な意匠・構造・設備である文化施設、庁舎等の大規模な新営工事、大規模改修工事等（以下「大規模工事」という。）の設計意図伝達業務は、一定の契約条件を満たせば、工事監理業務と一括して、設計者に随意契約を行うことができる運用としている。

このことから奈良県の県有施設営繕課・営繕プロジェクト推進室では、意図伝達業務を設計者が実施する場合と、営繕職員が行う場合があり、設計者、営繕職員ともに設計意図伝達業務への理解が必要とされる。

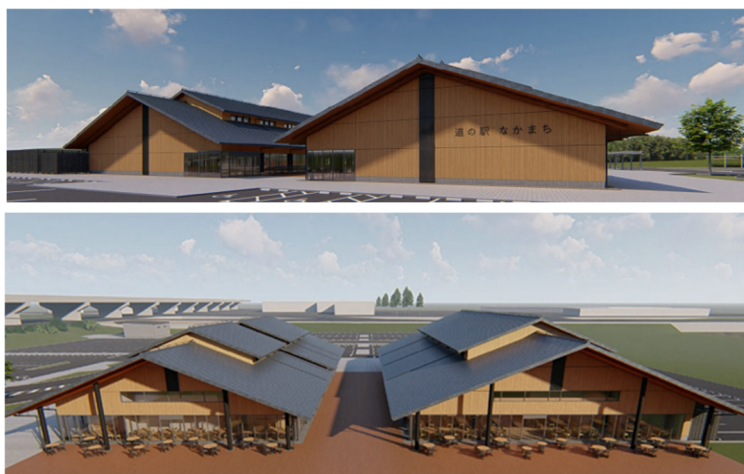
### 3. 意図伝達業務の必要性

設計とは設計者の責任に於いて設計図書を作成することであり、設計図書とは図面及び仕様書を指す。図面は施工者・監理者に設計の要求事項を確実に伝達するために作成され、建築工事の実施のために必要な情報媒体である。そのため設計意図は基本的に図面及び仕様書にあらわす。しかし、建築工事では発注時の設計図（図面）において、デザインの要素や図面に表すことのできないコンセプトを含み、資材・機材が膨大になるため、設計の要求事項をすべて図面に反映させることは極めて困難である。そこで、質疑応答、説明、機器選定に関する助言等を設計の意図伝達として行うことが必要となる。

### 4. 検討対象

今回参考にした対象工事を次に示す。

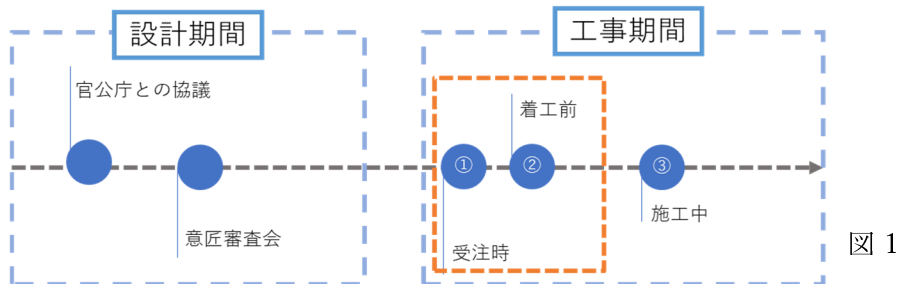
工事名：中町「道の駅」（新築工事）  
工事概要：平屋建て 4 棟、延べ面積計約 2000 m<sup>2</sup>  
工期：約 11 ヶ月  
設計意図伝達業務の発注方法：設計者との随意契約



対象とした中町「道の駅」新築工事は、国の平成 31 年の設計業務等積算要領改訂に基づく、設計業務における設計意図伝達に関する業務割合の上昇後の最初の大型新築工事の案件である。そこで、この工事を元に設計意図伝達業務について具体的に検討を行った。本工事は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事の 3 区分による分離発注工事であり、工事を円滑に進めるためには、各工事の受注者間の調整が重要となる。設計意図伝達業務は工事監理業務と一括で設計者に随意契約を行った。

### 1)設計意図意図伝達の具体例

今回工事期間で設計意図伝達を行った具体例を述べる。



#### ① 設計と条件の説明

今回の建物の使用用途やコンセプト、敷地の条件や地盤の性質について説明を行った。また、建物に係る法令や設計時の官公庁、所管課との協議内容について説明を行った。

#### ② 色彩計画書の説明

景観条例に基づく屋根の色の選定について、選択できる色の条件説明を行った。また、設計中に審査された外観の意匠、色彩計画について説明を行った。

#### ③ 工事材料・機器の選定

公共工事では特定のメーカーを指定した製品等を原則採用しないため、照明機器の選択の際、照明計画の説明を行った。

今回、工事期間で意図伝達を行った結果、受注時から着工前までの期間が最も意図伝達項目が多いことが分かったため、この期間（図1赤囲み）に着目し、まとめを作成することとした。

### 3)まとめ作成のプロセス

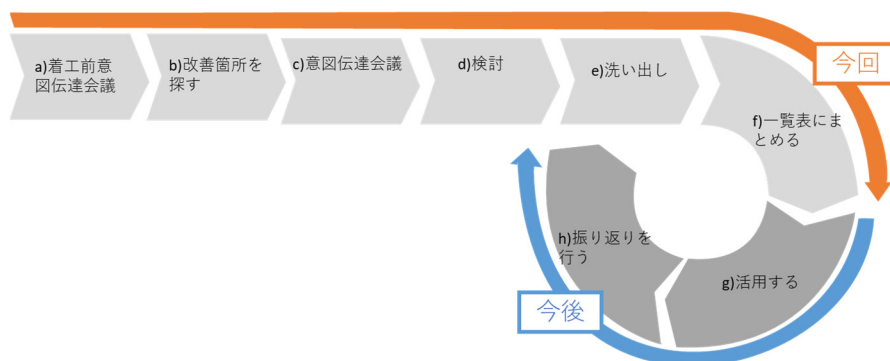


図 2

a) 着工前意図伝達の実施

設計者から施工者に向けて着工前の意図伝達を実施した。営繕職員から意図伝達事項を明確に指示できなかったため、意図伝達が伝わり切らない事項がいくつかあった。

b) 改善箇所を探す

意図伝達事項の中で伝わり切らなかった要因を挙げた。関係法令や設計中の官公庁、所管課との協議事項について伝える必要があることが分かった。また、建築工事、電気設備工事、機械設備工事が分離発注であったため、各工事の関連性について明確に伝える必要があることが分かった。

c) 意図伝達会議

改善箇所を踏まえて営繕職員と設計者で打合せを行い、再度施工者に向けて意図伝達会議を実施したところ、必要な意図伝達が実施できた。

d) 検討

着工前の意図伝達での改善箇所を踏まえて、今後の意図伝達を行う工事を行う際に円滑に意図伝達ができるよう、伝達事項を具体化し一覧表としてまとめることとした。

e) 洗い出し

今回の意図伝達を通して着工前に必要な、伝達事項をすべて洗い出した。

f) 一覧表にまとめる

国土交通省告示第 98 号を 6 つの項目（配置動線、色彩、構造、設備、関係法令、施工手順）に分けたものを骨子とし、これに沿って一覧表にまとめることとした。骨子に沿って e) で洗い出した意図伝達事項を分類し、伝達する際に使用した書類と伝達内容を対応させて一覧表を作成した。

担当職員に内容確認の依頼を行い、意見収集をした結果、意図伝達を行う目的がわかるよう見出しの変更を行った。さらに、実際の意図伝達会議のことを想定して、伝達の順序と伝達事項の優先度がわかるように表の並びを変更した。

内容整理により以下の成果があると考えられる。

発注者：漏れなく設計者への意図伝達事項を指示できる。 施工者：着工に先立って行う調査が円滑に実施できる。 監理者：設計意図を反映し必要な重点監理を行うことが出来る。 設計者：手戻りなく意図伝達の資料作成を行うことができる。
--

6. おわりに

設計意図伝達の内容を中町「道の駅」の事例から、意図伝達業務の課題を見つけ具体的に一覧表として整理することができた。また、設計意図伝達の必要性を再確認することができた。今後は、プロセス（図 2）中の g) にあたる一覧表を活用し着工前の意図伝達業務が円滑に実施できるかを確認したい。また h) で発注者、工事施工者、工事監理者、設計者とそれぞれの立場における効果を検証し、課題をみつけ一覧表をさらに使いやすいものに改善していきたい。